

初免許から 34 年、特定外来生物指定から 18 年、

## 山梨県がオオクチバス漁業権をやめるロードマップ公表!

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢 裕子

### 1. 西湖は次期免許期間中にも。山中湖は次期免許切替時をめざす

2023 年度は内水面、つまり湖沼河川の漁業権免許である第五種共同漁業権免許の 10 年に一度の切替の年にあたります。7 月 11 日、2023 年度第 1 回山梨県内水面漁場管理委員会を傍聴した私は、県の内水面漁場計画案に関する説明を聞き、おおいに緊張しました。

特定外来生物オオクチバスの第五種共同漁業権はオオクチバス漁業権は外来生物法成立前から 4 湖(神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、山中湖、西湖)に免許されていたため、同法成立時、生業の維持を理由に継続されました。しかし、この免許は漁業権魚種の遊漁料(釣り料)を徴収できる一方、その魚種の増殖義務が伴います。そのため、オオクチバスも稚魚を輸入して中間業者のもとで育て、オオクチバス免許湖に移植することが行われてきました。輸入も飼育も移動も放流も禁止され、違反すれば個人でも最大 300 万円、法人なら最大 1 億円の罰金がかかる特定外来生物であるにもかかわらず、です。

2013 年の切替時、私たち全国ブラックバス防除市民ネットワーク(ノーバスネット)は切替を行わないよう求める要望書を日本魚類学会と同時に県に提出しましたが、時期が公聴会直前で、すでに案は固まっております、まにあいませんでした。

そこで、今回は 2020 年度から切替を行わないよう求める活動を開始し、2022 年には大きな出来事がありました。同年 5 月、外来生物法改正法が成立したときの国会の附帯決議に、「オオクチバス・コクチバスの違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取り組みを強化し、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方やオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」が「政府が適切な措置を講ずべきこと」として記載されたのです。

これを受けて 2022 年 8 月、当ネットワークは日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)、日本野鳥の会、日本魚類学会、日本トンボ学会と連名で「特定外来生物オオクチバス・コクチバスの規制・対策についての要望書」を、環境大臣、農林水産大臣、山梨県知事、神奈川県知事に提出しました。

しかし、見通しは暗く、おそらく今回も免許されてしまうだろうと推測されていました。実際に、切替時期の早い神奈川県では4月に公聴会があり、オオクチバス漁業権が今までと何も変わらず継続されました。せめて山梨県では何かしらの条件を盛り込んでほしいと、上記第1回委員会の折には、免許のもとになる漁場計画案に関する知事への質問状を、再度4団体・2学会の連名で準備して傍聴に向かい、委員会のあとにこれを担当課に提出したうえで記者会見を開かせてもらう段取りを、山梨県政記者クラブにお願いしていました。

ところが、上記第1回委員会で説明されたのは、3湖の漁協がそれぞれ「オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ」を作成したこと、そして、県と内水面漁場管理委員会がその進捗状況を見守り、指導することでした。西湖は免許期間途中の免許返上、山中湖は次回切替時の返上を目指すというのです。ロードマップ作成の背景に外来生物法の附帯決議があったことも明らかにされました。河口湖はオオクチバス放流量を減らすにとどまったため、ロードマップの名称も「オオクチバス漁業権返上」ではなく「オオクチバスに頼らない漁業管理」に向けたロードマップになったのですが、これは驚くべき大きな変更で、傍聴していた私は緊張したのです。

実際に、この日の午後に予定していた質問状提出を急遽取りやめ、記者会見では傍聴内容を報告し、ロードマップを取材してほしいとお願いしました。また、上記4団体・2学会は「オオクチバス漁業権の返上に向けての山梨県の方針に対する共同声明」を急ぎ準備し、7月26日の公聴会・第2回山梨県内水面漁場管理委員会の日に山梨県に提出しました。「私たちはオオクチバス漁業権免許の即時返上を求めるが、ロードマップの作成と責任の所在を明らかにしたことを評価し、ロードマップの一日も早い決定と公開、履行を望む」という内容です。ロードマップを含む山梨県漁場計画は8月29日に公示されました。

## 2. ブラックバスは「減らすこと」

ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)は2005年、外来生物法できびしい規制のかかる特定外来生物に真っ先に指定されましたが、指定への反対も強く、大きな議論を呼びました。結果、外来生物法の規制には例外がつけられました。ひとつがオオクチバス漁業権や管理釣り場におけるオオクチバス利用の継続、ひとつがブラックバス釣りの作法ともされていたキャッチ&リリースの容認です。正確に言えば、これまで書いてきたように漁業権や管理釣り場が継続されたのは生業の維持のためでした。また、キャッチ&リリースが容認されたのは、「間違っ

とが罪になってはいけない」ためであり、「その場で放せば増やしてはいない」ためであり、だから「すべての特定外来生物に共通」とのことです。

しかし、この2つが容認と受け取られているために、ブラックバス対策はその後、啓発にとどまり、停滞してきました。ブラックバス第一次指定の目的は、何より違法放流による生息域拡大の防止でしたが、まずこれが止まりません。外来生物法前には少なかったコクチバスの生息域も、今日急速に広がっています。

では、なぜ違法放流は止まらないか。バスが駆除すべき対象でありながら、利用の対象だからです。違法放流者には2種類がいると思われれます。ひとつは「バスの生息域が増えれば、特定外来生物指定など意味がなくなる。バス釣りからの収入が増えれば、地域は容認・利用する」と考える悪質な人たちです。もうひとつは、ただバス釣り場を増やしたい何も考えない人たちでしょう。今日、どちらも少数派ですが、少数派の彼らが違法放流するだけで、全国各地で対策費がかかり、守られるべき生態系が失われます。この事態を改善するには、「ブラックバスは日本では駆除すべき」という大前提が明確に伝わり、すべての人に納得されることが必要です。

今回のロードマップ作成と公表はまさにここにつながる動きだと思えます。山梨県内で最初にオオクチバス漁業権が免許されたのは1989年、河口湖でした。2005年に外来生物法が施行され、ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)が真っ先に特定外来生物に指定されたときも、前述したように免許は継続されました。そして今回も結論を言えば、山梨県のオオクチバス漁業権も神奈川県に続き、次の10年間継続となりました。また、ロードマップが出され、県や委員会が指導・助言するといっても、10年後の結論はまた「代替魚種の不在」で「免許継続」という可能性はあります。それでも、これまで免許切替時には「オオクチバスに頼らない漁場管理ができるよう引き続き漁協を指導していく」というコメントしかなかったことを考えると、間違いなく大きな前進といえるでしょう。

3湖の漁協と山梨県、委員会が今後、ロードマップを順当に踏んで、オオクチバス漁業権に頼らない漁場管理を進めるよう私たちは強く希望しています。同時に、私たちのほうも水辺の生き物保全団体として、協力できることがあれば協力したいと考えています。まずは今回公表されたロードマップをじっくりごらんください。

オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ（山中湖漁協）

次期漁業権免許での返上を検討

免許返上後の課題の解決

漁協収入の増加

免許返上後の課題の解決

漁協収入の増加

次期漁業権免許での返上を検討

	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	目標など
--	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------

【 山中湖漁協の計画 】

オオクチバス増殖手法

放流量 (kg)	500	500	500	500	500	300	300	200	200	0	○定期的に放流量を減らし、最終的には産卵場整備のみとする
----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	------------------------------

産卵場整備 (箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

漁協経営の改善策

遊漁者増加策

増加策の検討・実行  
遊漁券の割引制度や、遊漁者の地元施設優待制度等の実施

ワカサギ販売事業

販売などの検討  
販売の試行  
食用魚の販売事業を本格実施

ワカサギ採卵の強化

採卵効率の改善  
卵販売事業の検討  
自家採卵率を向上させる、卵販売事業を実施する

地域経済への影響緩和策

ワカサギによる地域振興

遊漁と連携した地域振興

ワカサギの特産品開発、ふるさと納税返礼品への登録などにより地域振興に貢献する  
自治体等と連携し遊漁者の地元施設優待制度等を実施する

オオクチバス漁場管理の実施

漁場管理の実施

計画に基づく増殖の実施、法令や指導内容の遵守、在来魚の影響調査を実施 ⇒ 管理状況を毎年県に報告

オオクチバス収支の把握

県・オオクチバス遊漁に係る収入・支出を他の漁業と区分 ⇒ 収支を毎年県に報告

免許返上の検討

創業者許可

創業者許可

創業者許可

創業者許可

各漁業の取り組み状況、漁場管理状況を理事会・総会で報告

○計画や法令を遵守した漁場管理を実施することも  
○オオクチバスによる収支を明確化する  
○遊漁状況/収支を毎年県、漁場管理委員会、漁協総会等に報告する

○漁獲の取り組み状況、漁場管理状況を毎年総会などで報告し、免許返上の可能性について検討する  
○同意許可の継続申請は、漁業権の返上可能性を検討しつつ行う

【 山梨県 】

運務管理

免許返上の協議

漁協から管理状況報告、収支報告を徴収 (公表も検討)

課題抽出と対策・支援策の検討

関係者との協議 ⇒ 課題解決策の検討  
支援策の検討・実施

漁業法第 6 7 条の手続き

漁場計画策定

○県は、管理状況や収支状況の報告をもとに、免許返上の可能性等について毎年指導・助言する  
○関係者 (県・村・漁協等) により、免許返上への課題抽出と解決策を協議し、必要な支援を行う  
○令和 10 年の漁場計画策定時には、オオクチバス漁業権返上の可能性を検討する

【 漁場管理委員会 】

運務管理

増殖量の指示

増殖計画の管理

漁場管理への助言

漁場から管理状況等の報告徴収

漁業法第 6 4 条の手続き

漁場計画策定時の各申請では、オオクチバス漁業について必要な意見を行う

○増殖量の上限を指示し、増殖計画を管理する  
○管理状況や収支状況の報告をもとに、増殖計画の見直し等の助言を毎年行う  
○漁場計画策定時の各申請では、オオクチバス漁業について必要な意見を行う



